

# 防衛相互援助に関する議定書

## Protocol relating to Mutual Assistance on Defence

署名：1981年5月29日（フリータウン）

### 前文

西アフリカ諸国経済共同体加盟諸国政府は、

すべての加盟諸国が、その国際関係において、国連の目的と両立しないいかなる方法においても、すべての国の領土保全または独立に対する威嚇または武力の行使を用い、または、他国の内政に干渉することを禁じた国連憲章第2条を想起し、

各国の主権と領土保全、および独立した存在たる奪われざる権利についての尊重を求めたアフリカ統一機構憲章第3条を想起し、

西アフリカ諸国経済共同体を創設した条約に留意し、

加盟国が紛争解決のための手段として武力を用いないことを決議した、1978年4月22日にラゴスで署名された不可侵議定書を想起し、

共同体のすべての加盟諸国において必要な安全のための条件が確保されない限り、経済の進歩はえられないということを確認し、

加盟諸国が同じ地理的領域に属していることを考慮し、

総じてみられるアフリカ大陸への、また個別にみられる各国への深刻かつ継続的な侵略の脅威について留意し、

アフリカ大陸における外国の軍事基地の存在が外部からの侵略を支援することになりかねないという深刻な危険性について留意し、

外部からの侵略に対する加盟諸国の独立と主権を守り、かつ強化することを堅く決議し、

国家の外部に対する防衛は各主権国家に全面的に依存するものであるとともに、そうした防衛は、加盟諸国が本議定書の枠組みに基づいて提供する相互援助手段の調整と蓄積によって一層効果的であるという事実について留意し、

加盟国間にすでに存在する友好関係の絆を維持し、かつ平等、相互利益、尊重を基礎としながら協力関係を強化することを期待し、

以下のとおり合意した。

## 第 1 章

### 定義

#### 第 1 条

本議定書の条文においては、

「条約」とは、西アフリカ諸国経済共同体条約を意味し、

「共同体」とは、西アフリカ諸国経済共同体を意味し、

「最高会議」とは、条約第 5 条に規定されている国家元首政府首脳最高会議を意味し、

「加盟国」あるいは「加盟諸国」とは、共同体の加盟国あるいは加盟諸国を意味し、

「事務局」とは、条約第 8 条に規定されている共同体事務局を意味し、

「侵略」とは、いかなる国によるものであれ、または、国連と OAU の憲章と両立しないいかなる方法によるものであれ、他国の主権と領土保全または政治的独立に対する武力の行使を意味し、

「防衛援助」とは、すべての軍事支援（物資、技術、人員）を意味する。

## 第 2 章

### 目的

#### 第 2 条

加盟諸国は、いかなる武力の脅威または侵略も、いかなる加盟国に向けられたものであれ、共同体全体への脅威または侵略となるということを宣言し、受け入れる。

#### 第 3 条

加盟諸国は、いかなる武力の脅威または侵略に対しても、防衛のための相互支援と援助を提供することを決議する。

#### 第 4 条

加盟諸国はまた、以下の状況において、本議定書第 17 条と第 18 条で明記されたような適切な方策を講じる。

- (a) 2 カ国以上の加盟諸国間における武力紛争において、前文で言及された不可侵議定書第 5 条に示された平和的手段による解決手続が効果的ではない場合。
- (b) いかなる加盟国内におけるものであれ、共同体全体の安全と平和を危険にさらしかねない、外部によって工作され支持された国内武力紛争の場合。この場合には、最高会議は、当該加盟国または関連国の当局と協力しながら、状況を見極め、決定を行う。

## 第3章

### 組織

#### 第5条

本議定書の実施のための組織は以下のとおり。

最高会議

防衛理事会

防衛委員会

#### セクション1 最高会議

##### 第6条

1. 最高会議は、ECOWAS 年次通常会合の際に、共同体の平和と安全に関する諸問題を協議する。
  2. 最高会議はまた、状況の必要に応じて、防衛問題に関する特別会期を持つことができる。
  3. 最高会議はまた、軍事行動の方策について決定し、その実施を共同体連合軍（AAFC）司令官に委託する。
1. 最高会議による決定は、ただちに加盟国に対して強制力を生じる。

#### セクション2 防衛理事会

##### 第7条

1. 共同体防衛理事会は、最高会議によって設置される。
2. それは、加盟諸国の国防大臣と外務大臣によって構成される。しかし、危機の状況においては、防衛理事会は、現職の最高会議議長が議長となり、状況に応じて、加盟諸国から他の閣僚を含むように拡大する。事務局長と軍事関係担当次長は、同会議に出席する。

##### 第8条

1. 防衛理事会は、防衛問題に関する最高会議会期議題の項目を準備するために、議長の招集によって会合をもつ。
2. 緊急事態に際して、防衛理事会は、状況、採用されるべき戦略、そして、用いられるべき介入手段を検討する。

## 第 9 条

武力介入の場合、防衛理事会は、防衛委員会の補助を受けながら、関係国あるいは諸国の当局とともに、共同体連合軍司令官がとるすべての措置を監督し、同司令官が介入に必要なすべての手段を確保できるようにする。共同体連合軍司令官の行動は、関係国あるいは諸国の合法的な政府当局の統轄下に入る。

## 第 10 条

活動終了時において、防衛委員会は、最高会議に提出する事実関係報告書を作成する。

## セクション 3 防衛委員会

### 第 11 条

1. 防衛委員会は、最高会議によって設置され、各加盟国の参謀総長から構成される。
2. 防衛委員会は、防衛問題の技術面の検討に責任を負う。
3. 防衛委員会は、特に会合開催、行動、防衛理事会によって託された任務の遂行に関する手順規則を作成する。

## 第 4 章

### 運営

### 第 12 条

1. 防衛理事会は、1 回に限って延長可能な 4 年任期の事務次長（軍事担当）を任命する。
2. 事務次長（軍事担当）は、上級将校でなければならない。
3. 次長は、最高会議による決定の運営とフォローアップを担当し、本議定書と両立し、事務局長の権威のもとに置かれる。
4. 次長は、部隊と後方支援の計画を更新し、後述の第 13 条 3 項に記された合同演習を開始する。
5. 次長は、その任務の遂行にあたって、防衛理事会が定める必要な職員によって補佐される。
6. 次長は、事務局の軍事予算を策定し、管理する。
7. 次長は、その権限の範囲内において、人員と装備に関するすべての事項に関して、事務局に提案を行う。

## 第 5 章

### 介入と援助の形態

#### 第 13 条

1. すべての加盟諸国は、武力介入の際には、既存の国軍からあらかじめ定められた部隊を共同体の裁量権下に置くことに合意する。
2. こうした部隊は、共同体連合軍（AAFC）と称する。
3. 本議定書の目的をよりよく理解するために、加盟諸国は、最高会議の承認を受けるなどして、随時 AAFC の取極められた 2 つ以上の部隊の間で合同軍事演習を行う。

#### 第 14 条

共同体連合軍は、最高会議が防衛理事会の推薦に基づいて任命した司令官の指揮下に置かれる。司令官は、最高会議によって付与された権限を委託される。司令官は、被支援国の参謀総長とともに、連合軍の共同参謀総長となり、最高会議が定めた武力介入と援助の履行に対して責任を負う。司令官は、防衛のために必要なすべての手段をもつ。

#### 第 15 条

1. AAFC の介入は、すべての場合において、共同体の諸領土の正当防衛として正当化される。
2. したがって、それは後述の第 16 条、第 17 条、第 18 条に記されたメカニズムと両立するものとして実施される。

#### 第 16 条

外部からの武力的な脅威または侵略が共同体の加盟国に対して向けられるとき、当該国の元首は、ECOWAS 最高会議の現職議長に対しては支援を要請する書簡を、また、他の加盟諸国にはその複写を送付しなければならない。同要請は、最高会議が正式に通報を受け、かつ AAFC が非常事態下に置かれることを意味する。最高会議は、前述の第 6 条に定められた緊急手続に従って決定を下さなければならない。

#### 第 17 条

1. 共同体の 2 つの加盟諸国間に紛争が存在するとき、最高会議は速やかに会合をもち、仲介のための適切な行動をとる。もし必要ならば、最高会議は、紛争に関与している部隊の間に AAFC を展開することのみを決定する。

## 第 18 条

1. 共同体加盟国における国内紛争が外部から積極的に維持され支援されている場合には、本議定書の第 6 条、第 9 条、第 16 条の規定が適用される。
2. 共同体軍は、紛争が純粋に国内的なものである場合には介入しない。

## 第 6 章

### 特別規定

## 第 19 条

本議定書の履行は、追加の議定書によって補完される。

## 第 20 条

1. もし、加盟国と第三者の国家または諸国家が結んでいる協定と合意が本防衛援助の精神との間に齟齬を生じていない限りにおいて、本議定書の規定から帰する取極めは、そうした協定または合意の精神に反するものとして理解されてはならない。
2. しかしながら、加盟国が防衛合意を結んでいる相手国が、最高会議によって加盟国への侵略者として認められた場合には、速やかに同合意は解消されなければならない。
3. 加盟諸国は、共同体が防衛に関する必要を満たす地位を占めるようになった場合には、速やかにその領土内における外国の軍事基地の存在を終結させる義務を負う。

## 第 7 章

### 一般最終規定

## 第 21 条

1. 条約に加入するいかなる加盟国も、自動的に本条約と、1978 年 4 月 22 日にラゴスで署名された不可侵議定書に加入する。
2. 他方、本議定書に署名し、かつ批准し、または加入したいいかなる加盟国も、前述の不可侵議定書の当事国となる。

## 第 22 条

1. いかなる加盟国も、本議定書の改正または修正を提案することができる。
2. そうしたいいかなる提案も、まず事務局長に提出され、その後事務局長が提案受理から 30 日以内

に他の加盟諸国に通報する。改正または修正は、加盟諸国が1カ月の事前通告を与えられたのち、最高会議によって検討される。

#### 第23条

1. 本議定書からの脱退を望むいかなる加盟国も、事務局長に対して文書による1年間の事前通告を与えなければならない。1年の期間の経過後、その事前通告が撤回されない場合には、同国は議定書の当事国であることを停止する。
2. 前項で言及された1年間、その加盟国は本議定書の規定を遵守し、本議定書のもとでの義務の履行に対して法的義務を負わなければならない。

#### 第24条

1. 本議定書は、国家元首政府首脳の署名によって暫定的に効力を生じ、少なくとも7つの署名国が各国の憲法上の手続にしたがって批准したのちに確定的に効力を生じる。
2. 本議定書は、すべての批准書と同様、事務局に寄託される。事務局は、本議定書の認証謄本をすべての加盟国に送付するとともに、批准書が寄託された日付を通告し、アフリカ統一機構(OAU)、国連(UN)、最高会議が定める他の機関に同議定書を登録する。
3. 本議定書は、条約に付属するものであり、その不可分の一部を形成する。

以上の証拠として、私たち、西アフリカ諸国経済共同体の国家元首政府首脳は、本議定書に署名した。

1981年5月29日にフリータウンにて、ともに等しく正文である英語と仏語の原本を作成した。

#### 署名

ベニン共和国	マチュー・ケレク大統領閣下
カボベルデ共和国	ペドロ・ペレス首相閣下
象牙海岸共和国	アブドゥライ・コネ経済財政大臣閣下
ガンビア共和国	モモドゥ・S・K・マネ経済計画工業開発大臣閣下
ガーナ共和国	ヒラ・リマン大統領閣下
ギニア人民革命共和国	アハメド・セク・トゥーレ大統領閣下
ギニア・ビサウ共和国	ジョアン・ベルナルド・ピエイラ大統領閣下
オートヴォルタ共和国	フェリックス・ティエンタルブン外務大臣閣下
リベリア共和国	サミュエル・ドウ国家元首閣下

マリ共和国	ドリサ・ケイタ財政商業大臣閣下
モーリタニア・イスラーム共和国	モハメド・K・ウルド・ハイダラ国家元首閣下
ニジェール共和国	ハミド・アルガビド商業大臣閣下
ナイジェリア連邦共和国	シェフ・シャガリ大統領閣下
セネガル共和国	アブドゥ・ディウフ大統領閣下
シエラレオネ共和国	シアカ・スティーブンス大統領閣下
トーゴ共和国	ニヤシンベ・エヤデマ大統領閣下